小児慢性特定疾病医療費支給認定変更届出書兼変更申請書

年 月 日

届出者·申請者 居住地 氏 名

神	奈川県	Ĺ	伢	民健福祉事務所	長殿								
受	給 者	番	号										
受	氏		名			生	年	月	日	年	月	日	
受診者	居	住	地	₸									
保	氏		名			受診	き者 と	ヒの	続 柄				
保護者	居	住	地	₹		電	話	番	号				

児童福祉法施行規則第7条の9第3項の規定により、次のとおり届け出ます。また、医療費支給の認定に必要があるときは、私の医療保険上の所得区分に関する情報につき、神奈川県が私の加入する医療保険者に報告を求めることに同意します。

PINDS.	- : /////		73 / WITT	K	· 1120/12	(10	VH / 1 / 4		(11/1/20)		***		-1: 376. 0	0, 70							
変更事項(変更があった事項のみ記入してください。変更日は変更の事実が発生した日となります。)																					
	(フリカ 氏	ブナ) 名																			
受診者に関する事項	居 住			電話番号																	
	個 人	番 号										•									
			保険	種 別	□協会	□組合	□共済		国保・国伊		口生活	保護	口その)他()			
する	-bra	-1	被保	険	者 氏	名							受診	者との	続柄						
事	加医療	入 保 険	保	食 者	名	称															
垻	区 原		(もし	くは「	交付者名.])															
			記号	• 番	号・ 枝	番															
保関する	氏名									受 診続	者と	の柄									
者事			Ŧ			電 話 番 号															
に項	個人	番 号																			
医関療		氏		名	受診者との 続柄	生	年 月	目	加 入 【保険種別	医療 本人・	保 家族	個		人		番			号		
	医療費						年 月	日													
費 す	支給認 定基準						年 月	日									+				
定	世帯員						年月	日								+	+-				
対る							年月							-	\vdash	+	_				
象								日											_		
世事							年 月	日													
	上 記						年 月	日								/					
員	以 外						年 月	日					_								
に項							年 月	日													

- 備考 1 個人番号は保護者の変更や医療費支給認定基準世帯員の追加の場合のみ記載してください。
 - 2 「医療費算定対象世帯員に関する事項」の欄について、記入欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。

児童福祉法第19条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

九里佃価伝第19末の3第1項の規定により、次のこわり申請しより。																				
変更事項(変更があった事項のみ記入してください。変更日は本様式の提出日となります。)																				
指定小児慢	追 加	を希	望	す	る医	療	機	関	抹	消		を	希	望	す	る	医	療	機	関
性特定疾病 医療機関に	名 移	*								称										
関する事項	所 在 地	<u>h</u>		所 在 地																
小児慢性特定											該当す	を 当する 階層 区分								
医療費の支給当と考えられ		左記の年月日が申請日から1か月以上前になっている理由 □医療意見書の受領に時間を要したため □症状の悪化等により、申請書類の準備 要したため □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要し7 □その他()											宇間を							
自己負担上	高額治療網	継続	該	当	非該	重症.	患者詞	認定	窓定 該当・ 🥫			非該	該当 人工呼吸器等			表着	該当 ・ 非該当			
限月額特例	支給認定	を受けた	た指定	定難病の患者 該							該当 · 非該当(受給者番号:)		
に関する事 項	医療費算定 は小児慢性					者	氏名: 氏名:			該当 ・ 非該当 小児慢性・指定難病(受給者番号: 小児慢性・指定難病(受給者番号:)	

備考 3 支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日(ただし遡り期間は原則申請日から1ヶ月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前))の同じ日まで遡って申請することが可能です。そのため、申請日に関わらず、医療意見書の診断日等医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。